

令和5年1月6日

第1回倉吉市教育委員会臨時会

倉吉市教育委員会

第1回倉吉市教育委員会臨時会 日程

日 時 令和5年1月6日（金）午後5時
場 所 倉吉市役所 A会議室

- 1 開 会
- 2 前回会議録承認
- 3 会議録署名委員の選出
- 4 議 事
 - (1) 議案第1号 倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について…… 1
 - (2) 議案第2号 倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部改正等について…………… 4
- 5 その他
- 6 閉 会

議案第1号

倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

次のとおり倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和5年1月6日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸

倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

【改正理由】

倉吉市立小学校に関し、令和5年3月末日をもって成徳小学校及び灘手小学校を閉校し、並びに同年4月1日から、両校を統合したものとして、新たに打吹至誠小学校を開校するよう、倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正するものです。

【改正要旨】

- 1 倉吉市立成徳小学校及び倉吉市立灘手小学校を廃し、倉吉市立打吹至誠小学校を置くこととした。 (第2条関係)
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。 (附則関係)

倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

倉吉市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年倉吉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																										
(倉吉市立小学校の設置)	(倉吉市立小学校の設置)																										
第2条 倉吉市立小学校を次のとおり設置する。	第2条 倉吉市立小学校を次のとおり設置する。																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉吉市立打吹至誠小 学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉吉市立北谷小学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		倉吉市立打吹至誠小 学校	略	略		倉吉市立北谷小学校	略	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉吉市立成徳小学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉吉市立北谷小学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>倉吉市立灘手小学校</td> <td>倉吉市尾原</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		倉吉市立成徳小学校	略	略		倉吉市立北谷小学校	略	倉吉市立灘手小学校	倉吉市尾原	略	
名称	位置																										
略																											
倉吉市立打吹至誠小 学校	略																										
略																											
倉吉市立北谷小学校	略																										
略																											
名称	位置																										
略																											
倉吉市立成徳小学校	略																										
略																											
倉吉市立北谷小学校	略																										
倉吉市立灘手小学校	倉吉市尾原																										
略																											

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第2号

倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部改正について

次のとおり倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則を一部改正することについて、本委員会の承認を求める。

令和5年1月6日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸

倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部改正等について

【改正理由】

成徳小学校及び灘手小学校を閉校して統合し、新たに打吹至誠小学校を開校することに伴い、打吹至誠小学校及び関係する倉吉市立中学校の校区を定め、並びに打吹至誠小学校で必要となる公印を整備するよう関係規則の一部を改正等するものです。

【改正要旨】

- 1 倉吉市教育委員会公印規則の一部改正 第1条関係
成徳小学校及び灘手小学校に係る公印を削り、打吹至誠小学校に必要な公印を加えることとした。 (別表第2関係)
- 2 倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部改正 第2条関係
打吹至誠小学校の校区を定め、並びに倉吉市立東中学校及び倉吉市立西中学校の校区を改めるととした。 (別表関係)
- 3 倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部を改正する規則の廃止 第3条関係
倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部を改正する規則（令和4年倉吉市教育委員会規則第4号）は、廃止することとした。
- 4 この規則は、原則として令和5年4月1日から施行することとした。 附則第1項関係
- 5 明倫小学校区の区域内に住所を有する生徒が就学すべき中学校についての経過措置を置くこととした。 附則第2項関係

倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部を改正する等の規則

(倉吉市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 倉吉市教育委員会公印規則（昭和44年倉吉市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後							改正前								
別表第2（第3条関係）							別表第2（第3条関係）								
公印の名称	形式	書体	寸法 (ミ リ メ ー ル)	使用 区分	印 材	個 数	備 考	公印の 名称	形式	書体	寸法 (ミ リ メ ー ル)	使用 区分	印 材	個 数	備 考
略							略								
倉吉市立打吹至誠小学校の印	鳥取県倉吉市立打吹至誠小学校印	略						倉吉市立成徳小学校の印	鳥取県倉吉市成徳小学校印	略					
倉吉市立打吹至誠小学校長の印	鳥取県倉吉市立打吹至誠小学校校長之印	略						倉吉市立成徳小学校長の印	鳥取県倉吉市成徳小学校校長印	略					
略							略								
倉吉市立社小学校長の印	略							倉吉市立社小学校長の印	略						
								倉吉市立灘手小学校の印	鳥取県倉吉市立灘手小学校印	てん書	方46	一般文書	木	1	
								倉吉市立灘手小学校長の印	鳥取県倉吉市立灘手小学校校長印	てん書	方21	一般文書	木	1	
略							略								

倉吉市立東 中学校	倉吉市立上灘小学校区 倉吉市立打吹至誠小学校区 倉吉市立社小学校区のうち上 神 寺谷 大谷茶屋 和田 和田東町 馬場町 倉吉市立明倫小学校区	倉吉市立東 中学校	倉吉市立上灘小学校区 倉吉市立成徳小学校区 倉吉市立社小学校区のうち上 神 寺谷 大谷茶屋 和田 和田東町 馬場町 倉吉市立灘手小学校区
倉吉市立西 中学校	倉吉市立社小学校区のうち秋 喜 秋喜西町 西福守町 倉吉市立小鴨小学校区 倉吉市立上小鴨小学校区	倉吉市立西 中学校	倉吉市立明倫小学校区 倉吉市立社小学校区のうち秋 喜 秋喜西町 西福守町 倉吉市立小鴨小学校区 倉吉市立上小鴨小学校区
略		略	

(倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部を改正する規則の廃止)

第3条 倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部を改正する規則(令和4年倉吉市教育委員会規則第4号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。
(倉吉市立明倫小学校区の区域内に住所を有して倉吉市立西中学校に就学している生徒についての経過措置)
- 2 この規則による改正後の倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則第3条の規定にかかわらず、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日まで倉吉市立明倫小学校区の区域内に住所を有して倉吉市立西中学校に就学している生徒で、施行日以降も引き続いて当該区域内に住所を有しているものが就学すべき学校は、なお従前の例による。